

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 26.11.5 第 187 回国会第 5 号

11 月 5 日（水）、第 5 回の委員会が開かれました。

1 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第 3 号）

・塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣、高階厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

村 井 英 樹君（自民）

- ・安倍内閣の進める労働市場政策の大きな方向性について、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・我が国の労働市場における派遣労働という働き方の位置付け及び現在果たしている役割について伺いたい。
- ・雇用制度の改革に関する基本的な考え方を踏まえ、労働者派遣制度の現在の問題点及び制度の見直しが必要な事項について伺いたい。

大 串 正 樹君（自民）

- ・派遣元事業主に課される雇用安定措置義務の具体的な内容について伺いたい。
- ・派遣元事業主が派遣労働者に対して講じるキャリアアップ措置について、単なる社内研修で終わらず正規雇用につなげるため、具体的にどのような内容を検討しているのか。
- ・派遣という雇用形態が抱える問題は、正規雇用が抱える問題の裏返しであると考えているが、正規雇用の課題を踏まえ、今後の雇用政策のとるべき方向性について伺いたい。

伊 佐 進 一君（公明）

- ・労働者派遣制度では派遣元と派遣先の責任の所在が不明瞭であることから、厚生労働省において権利義務や責任関係について普及啓発を行うべきではないか。
- ・我が国において、同一労働同一賃金原則を導入することが現時点で困難と考える理由を伺いたい。
- ・雇用安定措置、均衡待遇の確保及びキャリアアップの推進等、本法律における派遣労働者の保護を図るための取組について、その実効性を担保するための具体的方策について伺いたい。

長 妻 昭君（民主）

- ・派遣元事業主と派遣労働者との間の労働契約が継続していても、派遣元事業主が派遣労働者に支払う休業手当が最低賃金を下回るような場合に、果たして「安定雇用」と言えるのか、伺いたい。
- ・今回の法改正により、派遣元事業主において無期雇用の場合は、一生派遣となることが可能となるのではないか。
- ・派遣労働者の労働条件については、結果を問わない「均衡待遇」ではなく、EU派遣指令などのように「均等待遇」とすべきではないか。

山 井 和 則君（民主）

- ・既に一部の企業では、今回の法改正を織り込んで、常用型派遣を増やす動きがあるが、こうした実態があっても、今回の法改正により派遣労働者が増えないと言えるのか。
- ・派遣期間の制限を撤廃したことにより、派遣労働者が急増したドイツの実例を踏まえても、今回の法改正により派遣労働者が増えないと言えるのか。
- ・派遣元事業主が派遣労働者に対して実施する教育訓練において、何をどの程度行えば、派遣元事業主として義務を果たしたことになるのか、具体例を伺いたい。

大 串 博 志君（民主）

- ・本法律案においても臨時的・一時的な働き方という派遣労働の原則は維持されているのか確認したい。
- ・派遣先が 3 年間の可能期間を延長する場合、過半数組合がなければ過半数代表者の意見を聴取することになるが、真に労働者の過半数を代表する者を選出できるよう厚生労働省令にどのように定めるのか伺いたい。
- ・派遣先が過半数組合等の反対意見にもかかわらず派遣可能期間を延長した場合に都道府県労働局の指導対象となる基準を伺いたい。

柚木道義君（民主）

- ・本法律案の審議を求める前に派遣労働者が被害を受けやすいセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメントへの対策が必要ではないか。
- ・製造業における派遣労働者の労働災害の発生割合が高くなっているが、派遣労働者の労働災害を防止するためにどのような対策を講じているのか。
- ・雇用安定措置には罰則もなくその実効性が疑問視されるが、これが派遣労働者の安定雇用やキャリアアップにつながるという根拠を伺いたい。

井坂信彦君（維新）

- ・本法律案において過半数組合等の意見聴取をすれば3年間の派遣可能期間を延長できるようにした目的とメリットを伺いたい。
- ・同一労働同一賃金が重要な考え方であるとするのであれば、その実現に向けた課題をどのように乗り越えていくのか伺いたい。
- ・派遣先への直接雇用依頼については、法律で派遣元事業主に強いるのではなく、派遣元に直接雇用を実現するインセンティブを与えるべきと考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。

宮沢隆仁君（次世代）

- ・これまでの労働者派遣法改正の変遷に鑑みれば、26業務という区分の廃止以外にも様々な工夫をする余地があったとも考えられるが、今回この区分を廃止するこ

ととした理由を伺いたい。

- ・今回の改正が派遣会社の業界再編を誘発し、派遣技術者の単価上昇にもつながりかねないとの指摘に対する厚生労働省の見解を伺いたい。
- ・我が国でも増加傾向にある外国人労働者に対しては、労働者派遣法はどのように適用されるのか。

中島克仁君（みんな）

- ・現状の派遣労働者の比率に対する厚生労働省の評価を伺いたい。また、厚生労働省は、派遣労働者の割合を増加させようとしているのか。
- ・派遣労働の肯定的側面を強調するなど、労働者派遣法の理念を明確にしていくべきではないかとの指摘に対する厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・派遣労働者に係る均等待遇の確保に向け、厚生労働省は今後、どのようなスケジュールで取り組んでいくのか。

高橋千鶴子君（共産）

- ・今回の法改正は、これまで例外的なものとしてきた派遣労働という働き方を、一般的な働き方として位置付けることになるのではないのか。
- ・今回の法改正により、派遣期間を原則3年にすることは、非26業務に係る派遣期間が原則1年としながら最長3年となっている現状を追認することになるのではないのか。
- ・今回の法改正により、本来正社員が行うべき業務を期間を区切って派遣労働者に交代で行わせることになるとすれば、それは常用代替そのものではないか。